

船舶事故調査報告書

令和2年9月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和2年4月11日 14時26分ごろ
発生場所	三池港 三池港北防砂堤灯台から真方位171° 1,000m付近 (概位 北緯32° 59.7′ 東経130° 23.6′)
事故の概要	油送船第八十七東洋丸は、航行中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和2年4月16日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	油送船 第八十七東洋丸、3,699トン
船舶番号、船舶所有者等	136825、大和海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 1 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか10人が乗り組み、三池港航路を南西進中、船長が、目視で見張りを行いながら操舵に当たり、右舷船首方に多数のボンデンを認めたので、左舵を取って南東進を続け、ボンデンとの距離を取った後、元の針路に戻そうと右舵を取ったところ、徐々に速力が出なくなり停止した。</p> <p>船長は、船体に衝撃を感じなかったが、本船が浅所に乗り揚げたことを知った。</p> <p>船長は、三池航路を通航した経験が数十回あり、同航路東方沖に浅所が拵延していることを知っていたが、本事故当時、本船が航路を外れて航行していることに気付いていなかった。</p> <p>甲板長は、本事故当時、GPSプロッターを監視しており、本船が浅所に接近していることに気付いていたが、船長も気付いていると思っていた。</p> <p>本船の喫水は、船首約3.7m、船尾約5.1mであった。</p>
分析	本船は、三池港を航行中、船長が、右舷船首方のボンデンを避けようと目視のみにより左舵を取って南東進を続けたことから、三池航路を外れて航行していることに気付かず、同航路東方沖の浅所に乗り揚げたものと推定される。
原因	本事故は、本船が、三池港を航行中、船長が、右舷船首方のボンデンを避けようと目視のみにより左舵を取って南東進を続けたため、三池航路を外れて航行していることに気付かず、同航路東方沖の浅所に

	乗り揚げたものと推定される。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 浅所が多い海域を航行する場合、目視のほかGPSプロッター等で船位の確認を適切に行うこと。・ 船長は、自身が操船中においても船位の確認ができるよう、船橋内の資源（航海計器、情報、人材等）を活用すること（BRM）を実践し、情報を乗組員と共有すること。